



年金の任意脱退制度

39

平成29年8月1日施行の「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律H28・11・24法律第84号」により老齢基礎年金の受給資格期間短縮に係る施行期日が、消費税10%引き上げ時から平成29年8月1日に改められ、老齢基礎年金の受給資格期間が原則25年だったものが、10年に短縮された。

これに伴って、任意脱退について定めていた国民年金法第10条は削除され、任意脱退の制度は平成29年7月31日をもって廃止された。従来から任意脱退の制度は、要件が厳格であり、実際は短期

在留の外国人等に適用が限られていたこと、他方、外国人については、平成6年の法改正により創設された脱退一時金の制度が適用されることとなったこと等から任意脱退の利用は少なかつたようである。例えば、60歳までまったく保険料納付済期間等を有していない者であっても、60歳から10年間は任意加入が可能であるため、老齢基礎年金の受給資格期間を満たすことができないので、さらに任意脱退の制度の存在意義が乏しくなる。

この任意脱退の廃止に伴い、経過措置が設けられた。1つめは、任意脱退の制度を利用して年金制度に加入していない者

(日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満)は、平成29年8月1日で、国民年金被保険者の資格を取得するようになる。2つめは、平成29年8月1日施行の改正前に、任意脱退していた期間は、合算対象期間にするというもの。この合算対象期間の扱いについて、従来は、昭和61年4月1日以後の新法制度の下では、合算対象期間にされなかつた。なぜなら、受給資格期間を満たす見込みがないので、任意脱退の承認がされたのであるから、合算対象期間にする必要がない。



対して、旧法の任意脱退した期間(昭和36年4月1日から昭和61年3月31日までの任意脱退した期間)は、その後、新法が制定されて制度が変わったため、新法の制度の下では、旧法の任

意脱退した期間を含めれば老齢基礎年金の受給資格期間を満たせる場合がありうるということ、合算対象期間としていた。しかし、平成29年8月1日施行の改正により、受給資格期間が10年に短縮され、同時に任意脱退制度も廃止されたため、従来合算対象期間とはならなかつた期間も含めて

合算対象期間とした。少し、法律が変わるだけなのに、思わぬところにも影響があるものだ。しかも、そのことまで、きちんと配慮して、法律を改正している。面白いと思った。

ところで、消費税10%引き上げ時に実施するとされているものに、「年金生活者支援給付金」がある。引上げ予定の2019年10月ではなく、少し前倒しで実施されるという話もでていますが、どうなるのであろうか。

(アメニティ労務管理事務所所長、社会保険労務士、社会福祉士、ホワイ企業推進社会保険労務士協議会会員)

イラスト・伊藤栄章

社会保険加入、就業規則作成・改訂、労働トラブル解決、マイナンバー制度対応

社会保険労務士法人
愛知労務管理
コンサルティング

TEL 052-961-0763
FAX 052-228-0302

ホワイト企業推進
社会保険労務士協議会

当法人の活動趣旨に賛同し、活動にご協力いただける社会保険労務士の先生を募集しています。